社会保険しが

SOCIAL INSURANCE

2026 秋 Autumn

vol.464

発行／(一財)滋賀県社会保険協会
大津市馬場3丁目2−25 ワカヤマビル3F
TEL.077-522-3458 FAX.077-522-3424

ホームページはこちら

今月の記事

- ●令和8年10月から新しい制度が始まります
- ●高額な医療費を支払ったときは高額療養費で払い戻しが受けられます
- ●令和8年6月より「特別の料金」が変更となりました
- ●『知って防ごう詐欺･悪徳商法の手口』特別講演のお知らせ
- ●令和7年度 事業実施報告及び決算報告
- ●会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族に特別優待のご案内

〔高島市：箱館山のコキア／コキア約8,000本あり 7月から10月にかけて色が変わります。紅葉のピークは9月下旬～10月中旬頃の見込みです。〕

次のホームページにおいても、社会保険に関する情報を掲載しております。

日本年金機構ホームページ　https://www.nenkin.go.jp/　日本年金機構　検索

協会けんぽホームページ　https://www.kyoukaikenpo.or.jp/　協会けんぽ　検索

令和8年10月から新しい

従業員50人以下の事業主の皆様へ

短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度【保険料調整制度】

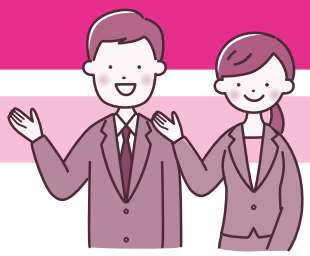

どんな事業所が対象ですか?

以下の❶または❷の事業所が対象です。

❶ 2026年10月1日以降対象となることができる事業所

2026年10月1日以降、任意特定適用事業所(労使の合意により、任意で短時間労働者(パート・アルバイトの方)を社会保険の加入対象とした適用事業所)になると、保険料調整制度の対象となります。

※2026年9月30日以前に任意特定適用事業所となった事業所は、保険料調整制度の対象外です。

❷ 2027年10月1日以降、順次対象となる事業所

原則として、今後、社会保険の適用拡大により短時間労働者が加入対象となる事業所が対象です。

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

※従業員数とは、厚生年金の被保険者数(フルタイムの従業員と週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員を合計した数)を指します。

どんな従業員が対象ですか?

以下の3つの条件にすべて当てはまる短時間労働者が対象です。

❶ **週の所定労働時間が20時間以上**
(フルタイムの3/4未満)

❷ **月収が13万円未満**
(標準報酬月額が12.6万円以下)

❸ **学生ではない**

どのような制度ですか?

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せず働けるよう、制度の利用から通算3年間、対象となる従業員の社会保険料を軽減します。事業主には軽減分を一時的に負担いただきますが、一定期間経過後にお支払いいただく保険料からその分を全額控除するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。従業員が将来受け取る年金額にも影響はありません。

どのような手続きが必要ですか?

事業所が保険料調整制度の対象となった日から2年以内に、開始申出をする必要があります。

提出物	保険料調整開始申出書
提出方法・提出先	事務センターへ郵送または管轄の年金事務所へ郵送／窓口持参(電子申請不可) ※健康保険組合に加入している場合は、組合にも提出が必要です。

「保険料調整開始申出書」の様式は、日本年金機構ウェブサイトからダウンロードできます。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryochosei.html

社会保険の適用拡大については
社会保険適用拡大特設サイトへ

社会保険 適用拡大 検索 または
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/

手続きのご不明点は
ねんきん加入者ダイヤルへ

事業所、厚生年金加入者
0570-007-123

【受付時間】
平日:8:30～19:00
第2土曜日:9:30～16:00
※土曜日(第2土曜日を除く)、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)除く

制度が始まります

国民年金第1号被保険者の皆様へ

国民年金保険料の育児免除制度

実子、養子を育てている方は、育児のための免除制度を利用できます。

- 国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）も**育児で保険料が免除される制度**が始まります。
- お子さま（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）は、申請することで、月額17,920円（令和８年度）の**保険料が免除**されます。
- 対象期間は、お子さま（実子・養子）が**1歳になる誕生日の前月まで**です。
- 将来の年金額は、**納付した場合と同じように反映**されます。

〈育児免除イメージ図〉

出産日　　1歳の誕生日の前月（12月分）まで

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	12月
母親	産前産後免除期間				育児免除期間		
	出産予定月または出産月の前月から4か月間						
父親（養父母）		育児免除期間					

申請はスマホでOK！電子申請がかんたん便利

基本的に、**書類を添える必要はありません。**

※ 届書（紙）による手続きの場合には、「産前産後免除該当届／育児免除該当届・終了届」「マイナンバーカード」の写し等が必要となります。

スマホで24時間365日、電子申請できます。

※ お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口や郵送でも手続きできます。

制度や手続きの詳細はこちら

日本年金機構特設ページ
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html

マイナポータル(電子申請)はこちら
https://myna.go.jp

協会けんぽに加入の皆様へ～お知らせ～

高額な医療費を支払ったときは高額療養費で払い戻しが受けられます

高額療養費とは?

同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が、あとで払い戻される制度です。

月をまたいだ場合は月ごとにそれぞれ自己負担額を計算します。

例えば、1月10日から2月10日まで診療を受けた場合、1月10日～1月31日と2月1日～2月10日までで自己負担額をそれぞれ分けて、自己負担限度額を超えた分が払い戻しされます。（それぞれの月の分の申請が必要です）

※自己負担限度額は年齢および被保険者の所得区分によって変わります。

変更前 高額療養費の計算イメージ

◎例：1つの医療機関で医療費が高額となり、総額1,000,000円かかった場合（区分「ウ」・標準報酬月額28万～50万円のケース）

窓口負担（30%）300,000円 ／ 協会けんぽ負担（70%）700,000円

自己負担限度額 87,430円 ／ 高額療養費（払い戻し） 212,570円 ／ 療養の給付

高額療養費として払い戻しされる額：300,000円−87,430円=212,570円

自己負担限度額：80,100 円+（1,000,000円−267,000円）×1%=87,430円

令和8年8月より、自己負担限度額が変更になりました

変更後 高額療養費の計算イメージ

◎例：1つの医療機関で医療費が高額となり、総額1,000,000円かかった場合（区分「ウ」・標準報酬月額28万～50万円のケース）

窓口負担（30%）300,000円 ／ 協会けんぽ負担（70%）700,000円

自己負担限度額 92,940円 ／ 高額療養費（払い戻し） 207,060円 ／ 療養の給付

高額療養費として払い戻しされる額：300,000円−92,940円=207,060円

自己負担限度額：85,800 円+（1,000,000円−286,000円）×1%=92,940円

高額療養費について詳しくはこちらから

協会けんぽHP

協会けんぽに加入の皆様へ～お知らせ～

令和8年6月より「特別の料金」が変更となりました

令和6年10月から、ジェネリック医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、通常の自己負担額に加えて**「特別の料金」**の支払いが必要となる**選定療養**の仕組みが導入されています。令和8年6月以降、この**「特別の料金」**が先発医薬品との価格差の**2分の1相当の金額へ引き上げ**られました。

※先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要性があると認められる場合や、薬局にジェネリック医薬品の在庫がない等の場合は、対象とはなりません。

例 ジェネリック医薬品〔250円〕がある先発医薬品（長期収載品）〔500円〕を希望した場合の「特別の料金」と自己負担額〈3割負担の場合〉

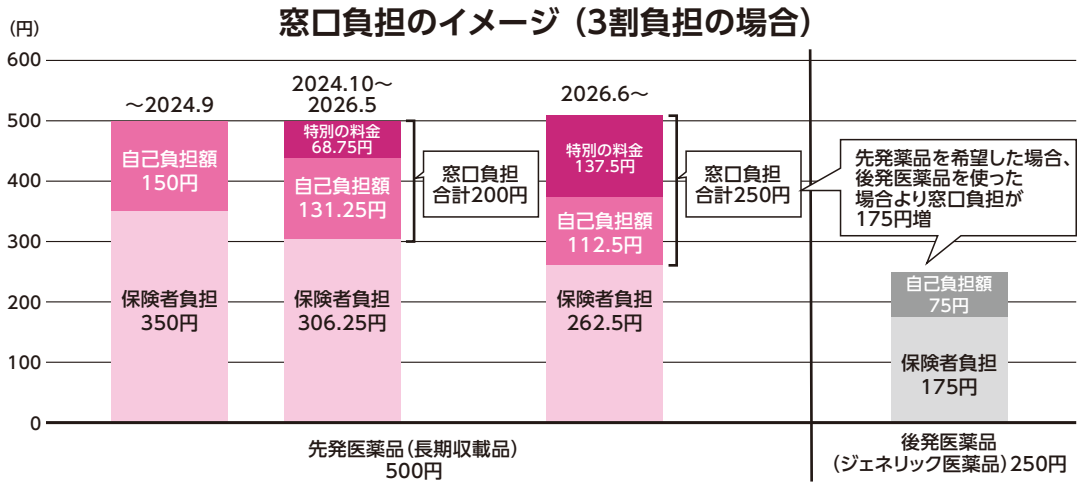

	～2024.9	2024.10 ～2026.5	2026.6～
自己負担額	150円	200円	250円
特別の料金	無し	68.75円	137.5円

増額

ジェネリック医薬品 とは?

先発医薬品と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です!

この機会にジェネリック医薬品の積極的なご利用をお願いいたします
長期収載品の選定療養についてはこちらからご確認ください

協会けんぽHP

スイッチOTC医薬品を活用しましょう

OTC医薬品は薬局やドラッグストアなどで医師の処方箋なしで購入できる市販薬のことです。その中でも、**医師から処方される医療用医薬品と同等の有効成分が入ったOTC医薬品**を**「スイッチOTC医薬品」**といいます。

健康管理の常備薬に
忙しくて受診できない
軽度な体の不調に

スイッチOTC医薬品がおすすめ

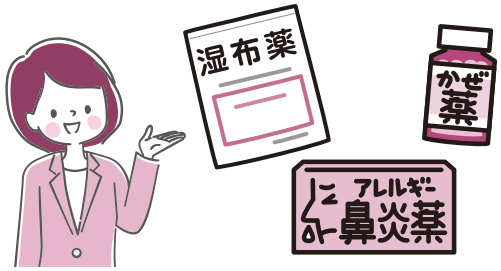

『知って防ごう詐欺・悪徳商法の手口』特別講演のお知らせ

ニュースで詐欺被害を聞かない日はなく、注意喚起を促す報道、広報も目にしない日はありませんが、一向に被害が減りません。ご自身や大切なご家族の財産を守り、被害に遭わないための方法、日常での対策についてわかりやすく解説します。

日時・会場

令和8年11月12日(木) 15:00～16:20

栗東芸術文化会館「さきら」中ホール

第61回滋賀県社会保険委員大会後の特別講演を視聴していただけます。

後 援：一般財団法人 滋賀県社会保険協会

演題

「知って防ごう詐欺・悪徳商法の手口」

講師

多田 文明（詐欺・悪質商法ジャーナリスト）

犯罪ジャーナリスト、詐欺・悪質商法評論家、潜入ルポライター

（プロフィール）

あらゆる詐欺・悪質商法の手口や、闇名簿・闇バイト事情、トクリュウの実態、詐欺師の心理術やマインドコントロール・洗脳の手法、マルチ商法・霊感商法・カルト宗教にも精通しており、それらの知識・経験を基に多数の著書、テレビ・ラジオ番組出演、新聞・ネット等の連載、講演会やイベント出演等々、幅広く活動中。

受講対象者

滋賀県社会保険協会会員事業所にお勤めの方

※滋賀県社会保険委員会加入事業所（社会保険委員）様には、別途9月下旬の滋賀県社会保険委員大会ご案内時に、委員大会の出欠に併せて受講受付をさせていただきます。

参加費

無 料

申込方法

下の「特別講演申込書」に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込みください。

FAX 077-522-3424　【申込期間】9月7日（月）～9月25日（金）

定員

定員 100名　1事業所2名まで

先着順で定員になり次第締め切りとします。受付終了は協会ホームページに掲示します。受講される方には、追って受講証を送付させていただきます。

お問合せ

TEL 077-522-3458（一般財団法人滋賀県社会保険協会）

その他

駐車場は有料となります。公共交通機関のご利用をお願いします。

特 別 講 演 申 込 書

ふりがな				
参加者氏名	①		②	
事業所名				
事業所所在地	〒			
連絡可能な電話番号	TEL			

＊上記情報は、当協会の特別講演受付業務以外には使用しません。

令和7年度 事業実施報告及び決算報告

会員事業所の皆様には、当社会保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。令和8年6月3日に通常理事会、令和8年6月23日に定時評議員会において、令和7年度の事業実施結果並びに収入支出決算関係に関する審議が行われた結果、いずれも原案どおり可決承認されましたのでご報告いたします。

主な事業結果は以下のとおりです。

令和7年度事業実施結果（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

【1】広報活動事業

1.機関紙の発行
年4回「社会保険しが」会員事業所に配布し、社会保険制度の周知、啓発に努めました。

2.協会ホームページを活用し、新着情報を掲載し社会保険制度の周知、啓発や事業等の促進を図りました。

【2】制度の啓発事業

1.社会保険関係の実務に活用できる参考図書として「社会保険の実務」を配布しました。
2.3月に3会場とオンラインを活用した「社会保険事務講習会」を開催しました。

【3】健康づくり啓発事業

1.ウォーキング大会（マキノメタセコイヤ並木）の開催
2.新体力テスト用器具の貸し出し
3.健康づくりDVDの無料貸し出し

【4】福利厚生事業

協会が契約している優待施設の利用に対して施設利用助成を行いました。
「海遊館」、「ニフレル」、「京都水族館」、「京都鉄道博物館」、「東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券発行」、「ナガシマリゾート利用券発行」

経常増減の部

経常収益	受取会費	17,054,057
	特定資産運用益	6,903
	受取利息	32,945
	経常収益計	17,093,905
経常費用	事業費	7,875,193
	管理費	8,791,008
	経常経費計	16,666,201
当期経常増減額		427,704

経常外増減の部

経常外収益	0
経常外費用	0
当期経常外増減額	0

当期一般正味財産増減額	427,704
一般正味財産期首残高	19,724,781
一般正味財産期末残高	20,152,485

詳しくは協会ホームページをご覧ください。

新たに利用券の受付を開始しました!!

ナガシマリゾート「ナガシマスパーランド」と「ジャンボ海水プール(9/30まで)」利用券(クーポンコード)の申込み受付中です。(※受付は先着順、申込み方法等の詳細は協会HPをご覧ください。)

かんたんクイズ QUIZ

○に文字を入れてください。

令和8年10月から新しい制度が始まります。どんな従業員が対象ですか?
①週の所定労働時間が20時間以上、②月収が○○万円未満、③学生ではない

応募方法

ハガキに答えをご記入の上、右の宛先までどしどしご応募ください。正解者の中から抽選で5名様にクオカードをお送りします。応募締め切りは、9月30日（水）必着です。前回号の答えは 電子申請 でした。

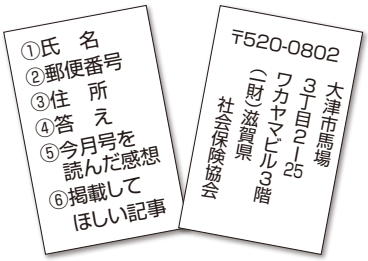

たくさんのご応募、ありがとうございました。発表は記念品の発送をもってかえさせていただきました。

〔記念品提供：（一財）滋賀県社会保険協会〕

「かんたんクイズ」応募時における個人情報の取扱いについて

「かんたんクイズ」応募時にいただきましたお客様の個人情報は、「当選者」の決定及び「記念品」のお引渡しを行うために利用させていただいた後、すみやかに廃棄します。

「かんたんクイズ」に係る個人情報保護に関するお問い合わせは…（一財）滋賀県社会保険協会 〒520-0802 大津市馬場3-2-25ワカヤマビル3F TEL 077-522-3458 FAX 077-522-3424

会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族に特別優待のご案内

(撮影：阿部 章仁)

劇団四季　A CHORUS LINE コーラスライン

夢をあきらめない。選んだ道を悔やまない。
舞台に生きるダンサーたちの熱いドラマをあなたに。
鳥肌が立つほどのダンスの迫力、不安と希望の間でひたむきに夢を追い求めるダンサーたちの情熱、葛藤、祈りそして誇りー。思わず自らの人生と重ね合わせ、熱い共感が胸に迫ります。この機会にぜひお見逃しなく!～

会　場	京都劇場(JR京都駅ビル内)	受付開始日	9月24日(木)
公演日時	12月27日(日) 13時開演	申込締切日	9月30日(水)
席　数	S席 10枚 ※応募者多数の場合は抽選となります。	料　金	S席 税込10,500円(通常価格:税込11,000円)

※席のご指定はできません。　※公演当日3歳以上有料(膝上観劇不可)3歳未満入場不可。

○申込方法等詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

サグラダ・ファミリア シンフォニックコンサート

140年以上の時を超え、建設が続く奇跡の世界遺産と名曲の共演
～NHKが記録した貴重な映像を背景に音楽に包まれる至福の体験を～

会　場	フェスティバルホール	公演日時	11月25日(水) 18時30分開演
優待価格	S席14,500円➡12,900円		

ハリウッド・フェスティバル・オーケストラ ニューイヤーコンサート

世界で活躍する映画音楽オーケストラが8度目の来日!
『ミッション:インポッシブル』『ニュー・シネマ・パラダイス』『タイタニック』など、数々の名作映画音楽を、スペシャルゲストに佐藤隆紀(LE VELVETS)を迎えてお届けします。

会　場	フェスティバルホール
公演日時	令和9年1月3日(日) 15時30分開演
優待価格	S席9,800円➡8,900円

お申込みはこちらから

※お席はお選びいただけません。
※チケット料金以外に決済手数料・発券手数料・システム利用料がかかります。
※公演中止の場合を除き、購入後のキャンセル・変更は受付できません。
※予定枚数終了次第、販売終了となります。
※未就学のお子様のご入場はお断りさせていただきます。

お問い合わせは：サンライズプロモーション大阪オフィス　06−4400−8860

社会保険しが秋号　発行／令和8年9月 (一財)滋賀県社会保険協会 大津市馬場3丁目2−25 ワカヤマビル3F TEL.077−522−3458 FAX.077−522−3424
記事提供:日本年金機構、全国健康保険協会滋賀支部